

千葉県被保護者就労促進事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 本事業は、生活保護法第55条の6の規定に基づき、同法に規定する被保護者のうち就労阻害要因がない稼働年齢層にある者に対し、就労支援実績の豊富な民間事業者等を活用し、地域企業等の求人開拓を行い、その情報を提供するとともに、就労支援セミナーの開催や個別支援などを行うことで就労を促進し、被保護世帯の自立を推進することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 本事業は、委託により実施する。本事業の受託者（以下、「受託者」と言う。）は、委託契約内容に基づき事業を実施する。

(就労支援検討会)

第3条 各保健福祉センター社会援護課（中央保健福祉センター及び若葉保健福祉センターにおいては社会援護第一課及び第二課、以下、「各社会援護課」と言う。）は就労支援検討会を設置し、支援対象者の決定及び本事業の進捗管理等を行う。

2 就労支援検討会の構成員は各社会援護課長、課長補佐、査察指導員、地区担当員、就労支援員及び雇用開拓員とし、必要に応じて、その他の関係者の参加を求めるものとする。

(支援対象者)

第4条 支援対象者は、被保護者のうち就労阻害要因がない稼働年齢層にある未就労の者とする。

(事業期間及び支援期間)

第5条 本事業の事業期間は1年間とする。

2 事業期間のうち、個々の支援対象者に対する就職の為の支援期間は、原則として3か月間とする。

ただし、就労支援検討会の決定により、3か月間の延長をすることができる。

3 生活保護受給者等就労自立促進事業対象者の支援期間については、原則6か月間とする。

ただし、ハローワークとの協議により、3か月間の延長をすることができる。

4 支援対象者が就職した後の就労継続（生活保護受給者等就労自立促進事業対象者は除く。）に関する支援期間は、最初の就労日から3か月を超える日又は3か月未満で退職した者に対しては、退職確認日までとする。

(事業の業務分担)

第6条 本事業の業務分担は次のとおりとする。

(1) 千葉県保健福祉局保護課（以下、「保護課」と言う。）

- ① 本事業の委託者（以下、「委託者」と言う。）は保護課とする。
- ② 本事業に係る受託者との契約、関係機関との協議及び全体調整を行う。
- ③ 本事業に係る各社会援護課との調整を行う。
- ④ 本事業の実施状況や目標の達成状況に関する評価、検証及び見直しを行う。

(2) 各社会援護課

- ① 支援対象者の選定及び支援対象者への説明を行う。
- ② 支援対象者の選定に際し、所定の様式の作成を行う。
- ③ 支援対象者に関することについて、受託者及び関係機関との個別調整を行う。
- ④ 支援対象者の求職状況、就労状況の確認を行う。
- ⑤ 支援期間中及び支援終了後、必要に応じて、支援対象者への指導、助言等を行う。
- ⑥ 支援期間中及び支援終了後、対象に対する支援状況等について、保護課の求めに応じて、随時状況報告を行う。

(3) 受託者

- ① 本事業の目的を達成するための事業計画の作成を行う。
- ② 専任の雇用開拓員を配置し、地域企業訪問等を通して求人情報を収集するなど、雇用先の開拓業務を行う。
- ③ 各社会援護課に対応した専任の就労支援員を配置し、就労相談、求人情報提供、求職活動指導、面接訓練、就労支援セミナー開催などを行うとともに、就労した者に対し、就労継続のために必要な支援業務を行う。
- ④ 生活保護受給者等就労自立促進事業に関係する支援業務を行う。
- ⑤ 支援対象者ごとに、個別の支援内容を検討し、具体的な支援を行う。
- ⑥ 支援状況について、支援対象者ごとに所定の様式により、各社会援護課に報告する。
- ⑦ 業務期間中、保護課に対して毎月定期的に状況報告を行う。また、保護課の求めに応じて、随時状況報告を行う。
- ⑧ 支援終了後、各社会援護課に所定の様式により支援結果の報告を行う。

(実施方法)

第7条 事業実施方法については、別に定める実施手順により行うこととする。

(個人情報保護)

第8条 本事業へ参加する被保護者等の個人情報を受託者へ提供することについて、「被保護者就労促進事業参加申込書兼同意書」(様式1)により、あらかじめ支援対象者の同意を得なければならない。また、受託者及びその従事者は、本事業の実施にあたって知りえた支援対象者及びその関係者の個人情報について、千葉市個人情報保護条例に規定されているところにより適正な取扱いに留意するとともに、他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

(支援状況の確認)

第9条 受託者は、支援を行うたびに、その支援内容を所定の様式に記録し、管理する。

2 各社会援護課と受託者は常に情報を共有し、連携して支援対象者に必要な指導及び助言を行う。

(支援状況の報告)

第10条 受託者は、支援状況等について、所定の書式にて、翌月10日までに各社会援護課長まで報告するとともに、翌月15日までに保護課長に報告する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。